

一決し、廿八日九記の目的の爲り、臨時大会を用  
 くべき事を中央委員会に要求した。  
 (1) 統同盟規約改正の件を再審議すること。  
 (2) 関東地方評議会解散の件を再審議すること。  
 (3) 中央委員選出方法を變更すること。  
 (4) 幹部の信任を問ふこと。  
 此の要求に賛同加盟した組合は九記二十六組合で其  
 の人負約七千五百人、統同盟総合負数の約四分の一  
 に当ると称せられる。  
 関東鉄工組合、時計工組合、関東印刷労働組合、東  
 京東部合同労働組合、沼津合同労働組合、造船船工労働組合、  
 静岡東部合同労働組合、中部交通労働組合(名古屋)、  
 中部合同労働組合(名古屋)、名古屋機械技工組合、京  
 都電機工組合、京都漆物労働組合、京都合同労働組  
 合、京都木材労働組合、大阪印刷労働組合、大阪電

気労働組合、神戸機械造船労働組合、神戸印刷労働  
 組合、神戸合同労働組合、神戸護謄工組合、鉄道工  
 組合(神戸)、港内労働組合(神戸)、岡山縣労働組合、岡  
 山足袋護謄工組合、  
 一方関東地方評議会は断然解散命令に服せざる事に  
 決し、同日く廿八日之七中央委員会に回答した、其  
 要旨は次の通りである。  
 (1) 同一地方に二つの地域的聯合体の存在するを不  
 可なりとする中央委員会の意は之を諒する、故  
 に関東地方を打つて一九とする為には、敢て解  
 散するを辞せぬ。  
 (2) 然るに関東同盟会とは合同の意志が、従つ  
 て関東地方評議会の解散するを得ない、  
 (3) 故に関東同盟会との合同に關する期日、方法等  
 具體的の方策を樹立すべく再審議を要求し、三月  
 三十日までに回答を求めらる。